

平成 20 年 8 月 1 日

特定特別監視地域におけるタクシー事業の構造改善計画

(記載項目モデル案)

「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」の通達に基づき、特定特別監視地域の指定を受けた地域に存するタクシー事業者をその会員とする団体は、(1)利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項、(2)運転者の労働条件の改善に関する事項、(3)違法・不適切な経営の排除に関する事項、(4)その他必要と認められる事項についてタクシー事業構造改善計画を定め運輸支局に提出することが定められた。全国ハイヤー・タクシー連合会として「構造改善計画に記載すべき項目のモデル案」を作成したので、参考にされたい。なお、構造改善計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会などの場を活用して、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分反映させつつ、取り組み内容ごとの目標達成、スケジュール等も示しながら、できるだけ具体的に記載することが望ましい。以下、構造改善計画の記載項目の例を示す。

I. 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項

マイカーの増加等により需要が減少しており、需要喚起対策を講じる必要がある。また、少子・高齢化社会の進展によりドア・ツウ・ドアのサービスを提供できるタクシーの役割が高く評価されている。これに伴い新しいサービス需要が生じてきているが、単独では経営上成り立つことが困難な分野でもあり、地方公共団体、法定協議会等の支援を得つつ実施することが適切な分野でもある。また、個々の事業者で対応することが難しい場合は、共同化・協業化によって対応することも考える。

1. タクシーサービスの充実・向上について

- ・ タクシーサービスの充実・向上のため新輸送サービス(禁煙車、ケア輸送、子育て支援、観光タクシー等を導入)、など
- ・ タクシー利用の利便性向上のために鉄道、バス等との乗り継ぎの円滑化、タクシーの優先レーンの設置を要望
- ・ 需要の喚起策、社会的弱者に対する割引制度を検討、など

2. サービス向上のための研修等について

- ・ 運転者のマナー向上、道路運送法等の法令知識の習得のため研修会を開催、など

3. 利用者への情報提供の充実について

- ・ サービスの内容、運賃等の情報、安全・安心・快適なサービス、利用者等にタクシー事業の実態の理解を得るためのタクシー事業の概要を公開、など
4. 乗り場の整備について
 - ・ タクシー事業は、公共道路を事業活動の場としており、路面、路外にタクシー乗り場を整備することは交通事故の防止、環境、都市交通上からも有効であり、地方公共団体、法定協議会等と連携を取り、タクシー乗り場の整備を関係機関に要望、など
 5. 苦情処理体制の充実・整備について
 - ・ 事業者が苦情処理を行うが、協会(支部)もサポートする体制を整備、など
 6. 地域交通の確保のための公的支援の要望について
 - ・ 少子・高齢化社会の到来に伴う地域交通の確保のためにタクシーは不可欠な公共交通機関である。地方公共団体、法定協議会等と連携を取り、その事業の継続のために公的支援を要望、など
 7. 運行の効率化・環境対策等について
 - ・ 経営の安定、地球温暖化防止のためタクシーの運行の効率化、エコドライブを実施、など
 8. 安全対策について
 - ・ 安全・安心は、タクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種の研修会を実施するとともに協会・会社を上げて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備、など

II. 運転者の労働条件の改善に関する事項

タクシー乗務員の労働実態は長時間労働にあり、多くの事業場において法違反が指摘されていること。また、年間賃金は全産業男性労働者のそれと比較して約 6 割という低い実態にあり、改善が必要であること。さらには、高齢化が進行し、事故防止の観点からも乗務員の健康確保が重要であること等を踏まえ、次の対策を講ずる。

なお、これらの対策の推進に当たっては、乗務員の協力を得るとともにその円滑な推進を図るため、各事業者において乗務員等が参加する労使委員会を設置して推進するものとする。

1. 労働時間の短縮について
 - ・ 各事業者において、タコグラフの活用等により運行管理の徹底を図るとともにシフト交番等を見直し、労働時間の短縮、など
2. 賃金制度の改善について

- ・ 各事業者において、退職金制度の導入・賃金制度の改善、など
- 3. 乗務員負担制度の見直しについて
 - ・ 各事業者において、無線使用料、AVM使用料、チケット・クレジット手数料、AT車使用料等の乗務員負担制度を見直し、乗務員負担を軽減、など
- 4. 定年制の延長について
 - ・ 高齢化社会の到来を踏まえ、各事業者において定年の延長若しくは雇用延長制度の導入を図るとともに、その円滑な定着を図るため協会において講習会の開催、など
- 5. 乗務員の安全及び健康の確保等について
 - ・ 各事業者において、ドライブレコーダーや防犯カメラ等の導入を図り、乗務員の安全を確保
 - ・ 乗務員の高齢化を踏まえ、各事業者において健診項目の充実を図り、乗務員の健康を確保
 - ・ 乗務員の安全及び健康を確保するとともに快適な職場を形成するため、各事業者において仮眠室、休養室、食堂等の福利厚生施設を充実、など
- 6. その他
 - ・ 各事業者において、洗車機の導入、マニュアル車からAT車への変更、領収書自動発行機の導入等を図り、労働者の負担を軽減、など

Ⅲ. 違法・不適切な経営の排除に関する事項

1. タクシー事業の経営上、各種法令の違反が生じやすい事例（過度の長時間労働、最低賃金違反、社会保険・労働保険の未加入、不適切な運行管理、名義貸しによる経営、車両の整備不良、悪質な客引き交渉に基づく運賃等の違反撲滅等）について、法令順守のために講習会の開催等
2. タクシー事業の健全経営を脅かす、タクシー営業類似行為の撲滅のため関係機関に取り締まりの要望・関係機関へ告発

Ⅳ. その他必要と認められる事項

- ・ 経営改善、労働条件の改善、環境改善のため各事業者において、適正車両数を把握し、事業の効率化に向けて自主的に需要に見合った台数を目指す
- ・ 公共交通機関としての責務である計画配車を実施、など